

プレスリリース

平成16年10月13日  
農 林 水 産 省

### 大韓民国からの家きん、家きん肉等の輸入停止措置の解除について

- 1 大韓民国からの家きん、家きん肉等については、同国において鳥インフルエンザ（血清亜型H5N1）の発生が確認されたため、昨年12月12日以降、輸入停止措置を講じてきたところである。
- 2 今般、大韓民国家畜衛生当局から、3月20日の最終発生から本日まで、異常を認めず、清浄性が確認された旨の報告があり、大韓民国における本病の清浄性が確認されたところである。
- 3 このため、本日をもって大韓民国からの家きん、家きん肉等の輸入停止措置を解除することとし、関係機関あて通知したのでお知らせする。
- 4 なお、平成16年9月20日までにと殺等された家きん肉等及びその加工品については、清浄性が確認できていないことから輸入停止措置の解除の対象から除外する。

#### 問い合わせ先

消費・安全局 衛生管理課  
国際衛生対策室 国際衛生班  
代表：03-3502-8111  
(内線3194、3196)  
直通：03-3502-8295  
担当：吉田、大倉